

皇宮警察本部副本部長  
警視庁警務部長  
警視庁警察学校長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

府内各課長  
警察大学校副校長  
各管区警察局総務担当部長  
各管区警察学校長

殿

原議保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警察庁丁人発第38号  
令和2年1月30日  
警察庁長官官房人事課長

#### 初任科及び初任補修科実施要領の改正について（通達）

見出しの要領については、「初任科及び初任補修科実施要領の改正について（通達）」（平成30年2月23日付け警察庁丁人発第80号）により示しているところで  
あるが、同要領を別添のとおり改正し、令和2年4月1日以降の教養計画から実  
施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配意されたい。

## 別添

### 初任科及び初任補修科実施要領

#### 第1 学生の所属等

- 1 学生の所属については、初任教養の期間中は警察学校とし、初任補修教養の期間中は配置先警察署とすることを原則とするが、都道府県警察の実情により学校兼務として差し支えない。
- 2 初任教養及び初任補修教養の期間中における学生の居住先については、校内居住（全寮制）とする。

#### 第2 教科課程

##### 1 課程の構成

###### (1) 初任科

初任科の前半においては、人間教育を充実し、警察官としての資質を育成するため、職務倫理、法学、基本実務、体育、術科等の基礎的教養を重点的に実施するほか、実務については、私服及び制服による実務研修を行うこととするが、職責の自覚を養い、制服による実務研修（第2・3・(1)・ウ・(ウ)「実務研修」参照）を効果的に推進するため、制服実務研修前に、実務科目のうち必要最小限度の知識を身に付けさせるものとする。

初任科の後半においては、前半に引き続いて人間教育の充実を図るため、職務倫理、法学、基本実務、体育、術科等の教育訓練を実施するとともに、基本実務については、地域及び交通のほか、初任科卒業後の職場実習を効果的に行うために必要な生活安全、捜査、警備の概論的な知識を身に付けさせるものとする。さらに、実戦的総合訓練を行うことにより、地域警察官として基礎的な現場執行力を身に付けさせるものとする。

初任科における資格取得は、拳銃初級、逮捕術初級、救急法初級及び第二級陸上特殊無線技士の免許を目標とする。

なお、柔道又は剣道の段級審査については、初任補修科において実施し、取得させることとしているが、初任科において、これらの資格を取得させることが適當と認められる学生に対しては、この時期に取得させて差し支えない。

###### (2) 初任補修科

初任補修科においては、豊かな人間性の鍛磨と職務倫理の基本の定着化を図るため、職務倫理、法学、基本実務、体育、術科等の教育訓練を実施するものとする。

また、基本実務については、職場実習における問題点、疑問点をくみ上

げての補強教養を行うとともに、実務知識の総合的な発展進化を図るため、努めて、事例研究、討議方式、演習を中心とした教授方法により総合的な知識を身に付けさせるものとする。さらに、実戦的総合訓練の反復実施、捜査書類の反復作成訓練、技能指導官等の捜査幹部による講義等により、地域警察官としての現場執行力及び捜査実務能力を向上させるものとする。

初任補修科における資格取得は、鑑識初級、柔道又は剣道初段及び捜査書類検定(基礎的捜査書類作成能力検定) 合格を目標とする。

また、無線通話に係る効果測定を都道府県警察の実情に応じて実施するものとする。

## 2 授業時間

授業時間については、在校期間から国民の祝日、年末年始の休暇及び帰省のための休暇等を除いた期間を基礎にして算出するものとする。

## 3 教授内容 (教授科目・要目・細目・類目)

### (1) 教授科目

#### ア 職務倫理

「職務倫理」は、社会人及び警察官としての心構え、職責の自覚、使命感、公共に奉仕する重要性等を学生に理解させ、自らのものとして身に付けさせるため、部内外講師による訓育・講演のほか、学生を少人数のグループに分けての班別討議を中心とした事例研究を実施するものとする。特に、警察改革は、国民の視点に立った警察活動を遂行し得るよう、校長等が、自らの言葉で語りかけ、又は、自らの経験談を交えるなどして学生の共感を呼び起こし、警察改革の精神について、学生一人一人にその趣旨等を真に理解させるものとする。

「社会見学」は、老人ホームや障害者施設等における介護体験や実習等を通じ、障害者や高齢者等に対する理解を深めさせるなどして、人権尊重の重要性や困難な事情を抱える者に配慮した職務執行の必要性について理解させるものとする。

なお、見学先については、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、障害者入所施設、福祉作業所、特別支援学校等が考えられるが、見学受け入れについて理解と協力の得られる施設を地域の実情に応じて選定し、十分な調整を図ること。

#### イ 法学

人権の擁護という重要な責務に重点を指向し、かつ、実務に直結する法学教養を実施するものとする。

## ウ 基本実務

### (ア) 社会

警察活動の基礎となる社会人としての常識のかん養を図るための教養を実施するものとする。

#### (イ) 地域警察活動

「地域警察活動（生活安全）」、「地域警察活動（地域）」、「地域警察活動（捜査）」、「地域警察活動（交通）」、「地域警察活動（警備）」、「地域警察活動（情報通信）」及び「地域警察活動（現場対応措置）」とし、活用頻度の高い実務に重点を指向した教養を実施するものとする。

なお、「地域警察活動（情報通信）」については、第二級陸上特殊無線技士の免許を取得させるとともに、警察の情報通信業務の概要を理解させるための総合的な教養を実施するものとする。

#### (ウ) 実務研修

実務研修は、原則として、私服によるものと制服によるものとに分けて実施するものとする。

##### a 私服による実務研修

私服による実務研修については、警察本部、警察署等の警察施設を見学研修させ、警察への帰属意識、職責の自覚を養うとともに、初任科における教養効率を高めさせることを目的として、初任科前半の早い時期に、原則として1日行うものとする。

(a) 研修の実施に当たっては、あらかじめ、研修の目的、項目、心構え等必要な教養を行うとともに、研修先と緊密な連絡を保つものとする。

(b) 研修は、学校が定めた計画に基づき、学生をグループごとに研修先に赴かせるなど、できる限り自主的に行わせ、学生に自主自律の精神を養わせるよう配意するものとする。

##### b 制服による実務研修

制服による実務研修については、主として、交番における地域警察活動の実際を見学研修させ、職責の自覚を養うとともに、初任科における教養効率を一層高めさせることを目的として、初任科の中間時期に、おおむね1週間行うものとする。

なお、研修形態については、日勤制、交代制を問わない。

(a) 研修の実施に当たっては、あらかじめ、研修の目的、項目、心構え等必要な教養を行うとともに、研修先と緊密な連絡を保つも

のとする。

(b) 研修先は、比較的警察事象の多い警察署を選び、原則として、学校から通勤させるものとし、研修の方法は、警察署長の指定する研修担当員（交番で勤務する警部補、巡査部長又は巡査）と同一勤務とし、研修担当員の勤務を見学させる程度にとどめるものとする。

なお、研修担当員は、原則として1人の学生を担当することとするが、警察署の実情により、これにより難い場合は、複数の学生を担当することとして差し支えない。

(c) 研修中において、必要がある場合は、研修生と警察署勤務の警察官とを判別できるような措置（名札、襟章等）を講じるよう配意するものとする。

## エ 術科

「逮捕術」、「柔道」及び「剣道」については、「逮捕術」の「術科共通」を優先して履修させるものとする。

また、「柔道」及び「剣道」については、「逮捕術」の「術科共通」における「柔道訓練」及び「剣道訓練」の履修結果、学生の適性、過去の経験等に応じて、原則として、そのいずれかを選択させるものとする。

なお、初任補修科卒業時には、努めて、初任科入校当初よりも上位の級位を取得させるよう、学生の体力・気力の練成に配意するものとする。

### (2) 教授要目、教授細目及び教授類目

教授要目、教授細目及び教授類目の時間、教授方法（講義、実習等）及び教授目標は、原則として、別表「初任科・初任補修科教科課程教授細目（類目）基準」（以下「教授細目基準」という。）によるものとする。

## 4 教授内容の弾力的運用

(1) 各都道府県警察の特殊性等から、必要がある場合には、採用時教養実施要綱の別表1、別表2に定める教授科目の時間数内において、以下の変更を行うことができる。

ア 教授要目の新設

イ 教授細目、教授類目及び教授目標の新設、変更又は削除

ウ 教授細目及び教授類目の時間数の増減及び教授方法の変更

(2) 教授細目基準に定める教授細目及び教授類目において、単独の講義や実習等で実施するより、実戦的な訓練で実施する方が教養効果が高く、教授目標の達成も図れる場合は、その教授細目及び教授類目の時間数を地域警察活動（現場対応措置）の教授科目に振り替えることができる。

- (3) 上記のほか、教授科目を跨いだ時間数の増減を行う必要がある場合は、事前に警察庁と協議するものとする。

### 第3 教養実施上の配意事項

- 1 教授及び教官は、担当する科目について常に研さんしに努めるほか、他の教科との関連、現有教材教具の実態等を十分検討するとともに、各授業時間ごとに講義要点を作成するなど、教授内容の充実を図るものとする。
- 2 教授方法は、講義、実習等を効果的に連動させるとともに、部外講師の講義を積極的に導入するほか、常に授業の内容と進度に応じて工夫するなど、効果的な方法を採用するよう配意するものとする。
- 3 教授方法については、努めて、課題や事例を与え、学生自身に考えさせ、研究させ、体験させるなど、真に学生の身に付くものとなるような方法を導入するものとする。

#### 4 業務上の失敗への対処方法に関する教養（リカバリー教養）

- (1) 教授及び教官は、業務上の失敗への対処（以下単に「失敗」という。）に関する教養の重要性・必要性を十分に理解し、失敗させないための教養に加え、失敗は起こり得るという前提に立った、失敗した際の適切な対処方法についての指導に配意するものとする。
- (2) 失敗の内容によっては、担当者において適切な措置を講ずることにより対処可能な場合もあり、このような場合の対処方法に関する教養を教授細目基準に定める時間に下線で示した教授細目（類目）において実施するものとする。また、この種の教養を実施する教授細目（類目）については、都道府県の実情により、適宜追加するものとする。
- (3) 採用時教養の学生は、実務経験に乏しく、失敗そのものをイメージしにくいことから、実際に起こりやすい失敗事例を示したうえで、失敗の問題点や適切な対処方法を教示するなど、失敗後の適切な対処につながる指導に努めるものとする。

### 第4 授業計画

- 1 授業計画の策定に当たっては、学生が知識、技能を修得することが容易であるように、例えば、「刑法」の「窃盗罪」を講義した後に、「捜査実務」において「窃盗事件の捜査要領」の実習等を実施したり、これらを教授した後に窃盗事件を想定した実戦的総合訓練を実施したりすることができるよう各教授科目等の授業開始の時期及び進度を定め、総合的に教養効果を上げるよう配意するものとする。
- 2 授業計画は、「初任科及び初任補修科を通した全体計画」及び「週間計画」を基本とするが、「全体計画」については、授業の進捗状況や学生間における

る修得程度の格差等を勘案し、初任科前半、初任科後半、初任補修科、各月等、可能な限り段階別に調整して、効果的な教養を推進するものとする。

なお、調整に当たっては、職場実習生及び実戦実習生の配置先警察署長からの意見に配意するものとする。

3 補充調整時間は、全教科の教養状況を通観して、当初の教養目標に達しない教授科目に充てるなど、各都道府県警察の実情に応じて、弾力的な運用を図るものとする。

教授科目「地域警察活動（地域）」については、原則として、学級担任教官が担当するよう計画するものとする。ただし、学級担任教官の経歴や専門科目等を踏まえ、より高い教養効果が見込まれる場合には、これを他の教官に担当させができるものとする。

## 第5 教科外活動

### 1 教科外活動の基本

教科外活動は、「学生会活動」、「学級活動」、「クラブ活動」及び「寮生活」を基本とする。

#### (1) 学生会活動

学生会活動は、学生生活、各種行事等の円滑な推進を図るための活動等を通じて、自主自律の精神を養う場とする。

#### (2) 学級活動

学級活動は、ホームルーム等による対話を通じて、学級担任教官と学生、又は学生相互間の良好な人間関係を醸成し、しつけ教育等を効果的に進めていく場とともに、諸活動の基盤的な役割を果たす場とする。

#### (3) クラブ活動

クラブ活動は、体育クラブ及び文化クラブをもって編成するものとし、これらの活動を通じて、情操のかん養を図り、体力気力を鍛磨する場とする。

各クラブの種目については、警察学校長が学生の希望を勘案して選定するものとし、学生は、その中から、原則として各1種目を任意に選択することとする。

#### (4) 寮生活

寮生活は、団体生活を通じて、互いに切磋琢磨して修養に努め、勉学を助長し、寮内外の整理整頓、環境の整備、服装、態度等について望ましい生活習慣を養うとともに、自主性、協調性、良識、責任感等の社会的能力を身に付けさせる場とする。

### 2 教科外活動指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、人間教育を充実し、教科課程において修得した知識の実践定着のよき場であることから、その運営は、学生の自主自律によることを原則とするが、このことは、放任を意味するものではなく、学校の指導体制の下に「学生の自主的、自治的な活動」が行われるような指導の在り方を期待するものであり、入校当初には教官の指導性を強め、以後、学生の習熟度を見極めながら、順次、自主的な活動に移行させるような指導を行うものとする。
- (2) 特に、初任科入校当初においては、学校生活に必要な基礎知識及び学生としての心構えの浸透を図るために必要と認める期間を特別指導期間として、重点的な身上把握に努め、必要な指導を行うものとする。
- (3) 指導内容及び方法の工夫、改善に当たっては、学生の習熟度に対応した指導を考慮するとともに、現行の点呼、朝礼、自習時間、外出泊等に関する諸規定及び各種の指導方針全般について、形式的に過ぎるものはないか、一般社会と極端にかけ離れたものはないかなどの観点から、常に見直し、必要な改善を行い、効果的な指導を行うよう配意するものとする。

## 第6 学級編成等

- 1 学級編成をおおむね40人としたのは、授業の効率化を図り、教養効果を高めるためであるので、1学級の人数が余り多くならないよう配意するものとする。
- 2 各学級に担任教官を置くこととしたのは、適正かつ効率的な指導教養を図る見地からであり、努めて、正副各1人を配置するものとする。  
なお、副担任教官については、巡査部長をもって充てても差し支えない。
- 3 採用時教養を効果的に推進するため、担任教官については、できる限り、初任科及び初任補修科を通して担任させるよう配意し、初任科、職場実習及び初任補修科における教養の一貫性を確保するものとする。

## 第7 女性警察官に対する採用時教養

女性警察官については、女性としての特性を考慮しつつ、長期又は短期の区分に従って男性警察官と同内容の教養を実施するものとする。

なお、術科教養及び警備実施の授業の実施については以下によることとし、男性警察官とは別グループで成績評価することとして差し支えない。

- 1 柔剣道については、男性警察官と別授業若しくは別グループでの実施又は女性警察官に適した他の武道に替えることとしてもよい。
- 2 逮捕術については、男性警察官と別授業又は別グループで実施することとしてもよい。
- 3 警備実施については、基本動作等を修得の後は、女性警察官の特性を生か

し、警衛・警護要領又は広報要領等に替えることとしてもよい。

#### 第8 その他

- 1 この要領により難い特別の事情が認められる都道府県警察にあっては、あらかじめ警察庁の了解を得るものとする。
- 2 皇宮警察本部においては、新たに採用された皇宮巡査に対して、この実施要領に準じた初任教養及び初任補修教養を実施するものとする。

別表

## 初任科・初任補修科教科課程教授細目(類目)基準

科 目	職 務 倫 理
-----	---------

教授要目	教授細目	教授類目	時 限						教 授 目 標	
			長期課程			短期課程				
			初 任 科	初任補修科	計	初 任 科	初任補修科	計		
講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
1 訓育等			9	6	3	6	3	3	国民の負託を受けた警察官として、求められる職業人、組織人としての自覚を養い、国民の視点に立った警察活動の在り方を理解させる。	
	(1) 国民から期待される警察官			1			1		本部長の訓育により、組織の最高責任者として警察の在り方を示すとともに、期待される警察官像について理解させる。	
	(2) 組織人としての在り方、心構え				1			1	警務部長の訓育により、組織人として整えるべき良識、行動規範、職務遂行上の心構えについて理解させる。	
	(3) 警察官としての在り方、心構え		4	1		1		1	学校長、本部部課長、警察署長等の訓育により、警察官としての在り方、心構えを理解させる。	
	(4) 警察活動の社会的意義		1	1		1	1	1	部内功績者、重要事件解決功労者等により、やり甲斐を認識するとともに、警察業務の社会的意義、心構え・気概等警察活動遂行上必要な職務倫理について理解させる。	
2 最近の情勢や警察改革等を踏まえた職務倫理の基本			10	9	1	5	4	1	最近の情勢や警察改革等を踏まえ、国民の視点に立った警察活動の重要性を理解させる。 また、社会人としての良識のかん養を図るとともに、国民の要請にこたえる警察活動を行う上で求められる基本的な心構え等について、具体的に理解させる。	
	(1) 警察改革等を踏まえた基本的心構え		1	1		1	1	1	警察を取り巻く最近の情勢や警察改革の精神を理解させるとともに、国民の視点に立った警察活動の重要性を理解させる。	
	(2) 奉仕の精神のかん養		2			1			保護司、民生委員、被害者カウンセラー等により、公共のために尽くすことの意義、重要性を理解させる。	
	(3) 各界、各職域の職業倫理		2			1			組織の職業倫理を担当する者、職務遂行のため個人を厳しく律している者等により、他の職域における職業倫理を理解させる。	
	(4) 警察に対する国民の要請		4			1			公安委員、官界・法曹関係者、企業経営者、マスコミ関係者等により、国民の警察に対する要請、期待する警察官像について理解させる。	
(誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕する)			3	1	2	2	1	1	職務倫理の基本の第一項目である「誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕する」とはどのようなことか、事例を与え討議されることなどにより理解させる。	

(1) 警察の変遷と民主警察の本質		1			1		警察の変遷と民主警察の本質を理解させるとともに、国家と国民に奉仕する警察官としての職責を理解させる。
(2) 誇りと使命感							警察官として職責を果たすことに誇りを持ち、人間愛に貫かれた確固たる使命感を培い、職務を遂行していくことの重要性を理解させる。
(3) 積極的な奉仕		2			1		警察官として常に相手の立場に立ち、真摯な態度で国民に奉仕することの重要性を理解させる。
(4) 毅然とした職務執行							警察官として国民の負託にこたえるために、勇気と正義感を持って、職務を毅然と遂行することの重要性を理解させる。
(人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行する)		6	6		5	5	職務倫理の基本の第二項目である「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行する」とはどのようなことか、事例を与え討議させることにより理解させる。
(1) 人権の尊重			1			1	全ての人に基本的人権が保障されていること、職務執行に際しては、これを最大限尊重しなければならないことを理解させる。
(2) 公正な職務執行			1			1	職務執行に際しては、常に不偏不党かつ公平中正を旨とし、法令の定めに従うべきことについて理解させる。
(3) 秘密の保持			1			1	職務上知り得た秘密事項を漏らすことによってもたらされる影響を踏まえ、秘密保持の重要性を理解させる。
(4) 親切な職務執行(市民応接)			1			2	職務執行に際して、相手の置かれた立場を洞察し、思いやりと礼節を持って親切かつ誠実に対応することの重要性を理解させる。
(5) 障害者等に配意した警察活動			2				障害者、高齢者等に対する基本的な考え方や保護の立場からの適切な警察活動の在り方を理解させるとともに、専門的知見を有する部外講師による講話等により、障害の特性を理解させる。
(規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める)		4	4	2	2		職務倫理の基本の第三項目である「規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める」とはどのようなことか、事例を与え討議させることにより理解させる。
(1) 規律の厳守			1			1	組織目的を達成するため、警察組織の生命である規律を厳守することの重要性を理解させる。また、組織の自浄機能を発揮する上で、内部通報制度等の重要性を理解させる。
(2) 自主自律の精神			1			1	規律を自律的に守り、自己の意思により行動するなど、警察官として自らを律して行動することの重要性を理解させる。
(3) 職場における人間関係			1				人間関係の重要性、良好な人間関係を保持していくために必要な心構



際		際の在り方等について理解させる。									
3. 社会見学		16	16		4	4					
合計		58	17	34	4	3	33	9	17	4	3

## 科 目 法 学

教授要目	教授細目	教授類目	時 限						教 授 目 標	
			長期課程			短期課程				
			計	初任科 講義 等	初任補修科 実習 等	計	初任科 講義 等	初任補修科 実習 等		
1 憲法・警察行政法	(1) 憲法の概要		1	1		1	1		憲法の意義、構成、歴史及び日本国憲法の基本原理について理解させる。	
									憲法が国家の組織と活動に関する基本法であること及び憲法の構成についてその概要を理解させる。	
				1			1		大日本帝国憲法から日本国憲法の成立に至る憲法の歴史並びに国民民主権、基本的人権の尊重及び平和主義の3つが日本国憲法の基本原理であることを理解させる。	
	(2) 基本的人権		7	7		3	3		基本的人権の意義、内容等について警察職務と関連付けて理解させる。	
				2			1		基本的人権の意義、内容、享有主体及び限界について理解させる。特に、基本的人権と公共の福祉の関係については、警察活動と関連付けて具体的に理解させる。	
				4			2		精神的自由、人身の自由及び經濟的自由について、その意義と内容について具体的に理解させる。	
				1					法の下の平等、参政権、社会的基本権、受益権、国民の義務等について、具体的に理解させる。	
	(3) 統治機構	統治機構	1	1					国会、内閣、裁判所の組織、権限及び相互の関係並びに天皇、財政、地方自治について理解させる。	
									警察及び行政活動一般に関する法的問題について、その基本的事項を概説する。	
									警察の意義、責務、現行警察法制の基礎原理等について理解させる。行政法の基本理論について理解させる。	
	(4) 警察行政法概説		2	2		1	1		国及び地方公共団体の公務員制度について実定法に即して理解させる。	
									行政上の損害賠償、損失補償及び行政上の争訟について理解させる。	
				1			1			
(5) 警察組織法			3	3		1	1		警察の組織の概要、基本原理について理解させる。	
				2					国家公安委員会及び警察庁の組織の概要、任務、権限等について理解させる。	
									都道府県公安委員会及び都道府県警察の組織の概要、経費等及び都道府県警察相互の関係について	

		イ 警察職員及び管轄区域と職權行使	1			1			理解させる。 警察職員についての各種規定及び管轄区域と職權行使について理解させる。
(6) 警察活動法		ア 警察の活動の法的諸形式及び法の規律	16	12		4	9	6	3 警察の活動に関する基本原理及び警察官職務執行法等の法令の規定について理解させる。 種々の警察の活動について、その法的性格及び法令との関係を理解させる。
		イ 警察の活動上の原理		2				1	
		ウ 警察官職務執行法		8			5		1 職務質問、保護等警察官職務執行法に定める警察活動の諸形態について、個々の規定に即して理解させる。 3 職務質問、保護等の問題点について、事例を挙げて討議させ、理解させる。
						4			
2 刑法		(1) 刑法総論	10	10		5	5		刑法の概念、犯罪の成立要件、未遂犯及び共犯について理解させる。
		ア 刑法の概念		1					刑法の意義、刑罰の目的、罪刑法定主義、刑罰法規の適用範囲、刑法総則と特別法、条例との関係を理解させる(刑罰法規には、固有の刑罰法規と行政刑罰法規があることにも触れる。)。
		イ 犯罪の成立要件		4			2.5		次のことについて具体例を示して一応の犯罪概念を理解させる。 1. 構成要件該当性(不能犯、不作為犯、原因において自由な行為、因果関係を含む。) 2. 違法性(阻却事由を含む。) 3. 有責性(責任能力、責任要素、錯誤を含む。)
		ウ 未遂犯及び共犯		4			2.5		次のことについて事例を挙げて説明し、理解させる。 1. 未遂犯(実行行為と着手の時期、未遂犯の種類、予備の処罰、未遂犯と不能犯との相違を含む。) 2. 共犯(共同正犯、教唆犯、從犯、共犯と身分を含む。)
		エ 罪数と刑罰		1					概念的競合、牽連犯、併合罪、刑罰の種類、刑の時効について理解させる。
		(2) 個人の法益を侵害する罪	24	19	2	3	12.5	9.5	1 2 個人の法益を侵害する罪で、地域警察官が多く取り扱うものについて理解させる。
		ア 窃盗罪(不動産侵奪罪を含む。)		4			2		1 財物の概念、占有、不法領得の意思、使用窃盗、親族相盜例及び不動産侵奪罪の侵奪について事例を挙げて説明し、理解させる。 2 窃盗罪の態様別に実行行為の着手時期及び既遂時期(取得説)



									を挙げて説明し、理解させる(「地域警察活動(捜査)」の「暴行、傷害事件の捜査要領」との関連に配意する。)。
	コ 脅迫罪		1				2		1 脅迫の意義、脅迫行為の態様及び告知する害悪の内容について理解させる。 2 暴力行為等処罰二関スル法律との関係について理解させる。
	サ 強制性交等の罪		1			0.5			性犯罪に関する刑法改正の趣旨、主体、客体、暴行・脅迫の程度及びわいせつ行為等の内容について理解させる。
	シ 過失傷害の罪		1				1		過失、業務上過失、重過失の意義、要件を理解させる。
	ス 住居侵入罪		1						1 不退去罪に関連付けて、真正不作為犯と不真正不作為犯について理解させる。 2 窃盗犯に関連付けて、牽連犯について理解させる。
(3) 社会公共の法益を侵害する罪		1	1		0.5	0.5			社会公共の法益を侵害する罪で、地域警察官が多く取り扱うものについて修得させる。
	ア 放火罪、失火罪								1 保護法益、焼損の意義、客体の区分、態様、危険犯について事例を挙げて説明し、理解させる。 2 爆発物取締罰則、軽犯罪法第1条第9号・第10号との関係について理解させる。
	イ わいせつの罪					0.5			1 客体、わいせつの意義、公然の意義及び行為について事例を挙げて説明し、理解させる。 2 軽犯罪法第1条第20号・第23号との関係について理解させる。
(4) 国家の法益を侵害する罪		4	3		1	3	2	1	国家の法益を侵害する罪で、地域警察官が多く取り扱うものについて理解させる。
	ア 公務執行妨害罪		2			1			1 客体、公務員の意義、職務の適法性の要否について理解させる。 2 業務妨害罪との関連において、職務がこの場合の業務に当たるか否かについて理解させる。 3 暴行により傷害を負った場合の罪数関係について理解させる。
	イ 賄賂の罪				1			1.4	想定を与え、職務の適法性と公務執行妨害罪の成否について討議させて理解させる。
3 刑事訴訟法	(1) 刑事訴訟法の概要		3	3		2	2		賄賂の意義、みなす公務員、賄賂罪の態様等について理解させる。
	ア 刑事訴訟法の意義と基本思想		1						刑事訴訟法の意義と基本思想及び刑事手続の進行過程の概要について理解させる。
	イ 刑事手続の		1				1		刑事訴訟法の意義と基本思想について、憲法の規定等も含めて理解させる。

9

進行過程								至るまでの一連の手続の流れを概説し、被疑者がどのような経過をたどって措置されるかについて事例を挙げて説明し、理解させる。	
ウ 新たな刑事司法制度の概要							取調べの録音・録画制度を始めとする新たな刑事司法制度について、その制度の背景や意義、警察捜査への影響等を理解させる。		
(2) 捜査の主体		1	1		0.5	0.5		警察官の捜査責任、特別司法警察職員、司法警察員と司法巡査、捜査における警察官と検察官との関係について理解をさせる。	
(3) 捜査の端緒		3	3		1.5	1.5		現行犯、警察官自身による端緒の取得、職務質問、自動車検問、被害申告、告訴、告発、自首、検視等について理解をさせる。	
(4) 任意捜査		4	4		2	2		任意捜査の意義と原則、人と物に対する任意捜査について修得させる。	
	ア 任意捜査の意義と原則	1			0.5			任意捜査の意義、任意捜査の原則、任意捜査の種類、任意捜査における有形力の行使等について事例を挙げて説明し、理解させる。	
	イ 人に対する任意捜査	2			1.5			被疑者の出頭要求と取調べ、任意同行、参考人の取調べ、供述調書、捜査関係事項照会、鑑定嘱託について事例を挙げて説明し、理解させる。	
	ウ 物に対する任意捜査	1						実況見分について事例を挙げて説明し、理解させる。	
(5) 人に対する強制捜査		14	12		2	10	8	2	強制捜査の意義と必要性、人に対する強制捜査の種別と要件及び手続、任意捜査から強制捜査への移行、逮捕後の手続について修得させる。
	ア 強制捜査の意義と必要性	1			2			強制捜査の意義と必要性及び令状主義について理解させる。	
	イ 通常逮捕	2						通常逮捕の意義、要件、請求手続、逮捕状による逮捕について理解させる。	
	ウ 緊急逮捕	3			2			1	緊急逮捕の意義、要件について事例を挙げて説明し、理解させる。
				1				1 2	想定を与え、緊急逮捕の要件、対象犯罪、嫌疑の十分性及び逮捕後の手続について討議させて理解させる。
エ 現行犯逮捕		3			2			1	現行犯逮捕及び準現行犯逮捕の意義及び要件について判例及び事例を挙げて説明し、理解させる(特に、緊急逮捕と紛らわしい事例について、その区別を理解させる。)
				1				1 2	想定を与え、現行犯逮捕の要件、犯罪と犯人の明白性及び時間的、場所的接着性について討議させて理解させる。

		オ 任意出頭又は職務質問と逮捕との関係	1						任意出頭又は職務質問から逮捕への移行について判例及び事例を挙げて説明し、理解させる(「地域警察活動(地域)」の「職務質問」との関連に配意する。)
		カ 逮捕後の手続き	2						引致、弁解録取書の作成、弁護人選任権の告知、被疑者の指紋採取と写真撮影、留置、被疑者の取調べ、身柄送致、被疑者の勾留、身柄拘束時間の制限について要点を理解させる。
(6) 物に対する強制捜査		8 7		1 4	3.5		0.5	検索、差押え、検証(身体検査を含む。)について概要を修得させるとともに、物証の重要性についても理解させる。	
	ア 令状による捜索・差押え・検証	2			1			各種令状の意義、請求手続、令状による捜索、差押え、検証方法等について理解させる。	
	イ 令状によらない捜索・差押え・検証	4			2		1	逮捕の現場における捜索・差押え・検証の意義、許容範囲等について事例を挙げて説明し、理解させる。	
				1			0.5	2 想定を与え、逮捕の現場における捜索、差押え、検証の時間的、場所的、物的範囲について討議させて理解させる。	
	ウ 差押え後の措置(領置を含む。)	1			0.5			押収物の還付、仮還付等の差押え後の手続について、要点を理解させる。	
(7) 被疑者の防護活動	弁護人及び弁護人以外の者の接見交通等	2 2			1 1			弁護人の選任、国選弁護人制度、弁護人との接見交通、弁護人以外の者との接見交通(両者の相違点をよく理解させる。)について要点を理解させるとともに、捜査と留置の分離についても理解させる。	
(8) 送致及び公訴の提起	送致及び公訴の提起	1 1		0.5	0.5			事件送致の概念(身柄送致との区別)、微罪処分、告訴事件の送付等について理解させる。さらに、公訴官としての検察官の役割と起訴独占主義、起訴便宜主義、付審判請求手続、起訴後の勾留と保釈、公訴時効について理解をさせる。	
(9) 公判手続	公判手続	1		1	0.5		0.5	警察捜査が公判においてどのように評価されるかという観点から、公判手続について理解させる。 証拠裁判主義、証拠能力と証明力、伝聞証拠の排除法則、証人尋問、自白法則、捜査書類の証拠能力、違法収集証拠のほか、裁判員裁判、公判前整理手続、即決裁判手続、被疑者国選弁護人制度等の概要について理解させる。また、警察官の公判出廷についても理解させる。	
4 民法	(1) 民法の概要	民法の概要	1 1					民事法の指導理念である公共の福祉、信義誠実、権利の濫用禁止と	

									民事法の特色である私有財産権、 契約自由の原則について理解させ る。
(2) 物の得喪	物の得喪	1	1					1	所有権の発生について説明した 上、盗品、遺失物の追及権、質屋、 古物商にある盗品、遺失物の権利 関係について要點を理解させる(手 形、小切手の特則についても説明す る。)。
(3) 契約	契約	1	1						契約の当事者及び効果等につい て説明した上、無効な契約、契約の 取消し等について理解させる。
(4) 損害賠償	損害賠償	1	1						損害賠償責任の生じる原因、特に 不法行為に基づく損害賠償について 事例を挙げて説明し、理解させる(憲 法、警察行政法の警察作用のうち、 行政救済との関連について配意す る。)。
(5) 権利の実現 と救済	権利の実現と 救済	1	1					1	権利を侵害された場合の救済手 段としての方法及び自力救済の禁 止と正当防衛、緊急避難の関係につ いて理解させる。
(6) 親族と相続		1	1						親族、相続及び婚姻の意義、親 等、相続分、遺言等について理解さ せる。
	ア 親族		0.5						親族の範囲、親等について説明し た上、親族であることの法律的意義、 婚姻の意義と効果について要點を 理解させる。
	イ 相続		0.5						相続の意義、相続権、相続分につ いて説明した上、遺言による相続分 の指定、法定相続分及び相続権の 放棄について要點を理解させる。
(7) 民事事件と 地域警察官		2	2			1	1		民事法と刑法との相違点、民事 事件の中に潜む刑事事件への発展 要素の把握について事例を挙げて 説明した上、相談を受けた場合にお ける処理あっせん方法(公立の相談 所制度等)について理解させる。
	ア 民事事件と 地域警察官		1					1	借金の法律関係、借地人借家人 の権利と地主の権利、公序良俗に 反する契約の効果など契約に関連し て紛争を生じやすい法律関係につい て事例を挙げて要點を説明し、理解 させる。
5 法学概論		2	2						大学教授等法律の専門家に講義 を依頼し、 ○ 社会生活における法の意義 ○ 行政機関と法の関係 ○ 制定法の諸形式と法体系上 の地位 ○ 制定法の効力の及ぶ範囲 ○ 制定法の適用と解釈 ○ 制定法の分類と基本原則 等について説明し、学生が法学に興

合計	116	102	0	3	11	61	51	0	1.5	8.5	味を抱く契機とさせる。
----	-----	-----	---	---	----	----	----	---	-----	-----	-------------

科 目	社 会
-----	-----

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科	講 義	実 習	講 義	実 習		
計	講 義	実 習	講 義	実 習	計	講 義	実 習	講 義	実 習	等	等	
1 社会	教養講座		48	38	2	8		10	6	1	3	経済問題や時事問題等社会人として備えておくべき一般常識及び警察史や警察地理等地域警察官として必要な基礎的知識等について、警察部外の有識者及び警察部内の担当者による講演・講義等により理解させる。
	ア 地方史											地元の都道府県の歴史、言語、習俗、芸能、産物、建築物等について、警察部外の有識者及び警察部内の担当者(教育主事等)による講演・講義、視聴覚教材等により理解させる。
	イ 警察史											地元の都道府県警察の歴史、制度史、事件史等について、都道府県警察史等の編さん委員である警察部外の有識者又は警察部内の担当者による講演・講義等により理解させる。
	ウ 警察地理											地域警察官としての執行務に必要な地元都道府県の地理地形、気候風土、交通、産業等の状況及び各警察署の体制、規模、管轄区域内的情勢、特質等について、警察部内の担当者による講義等により理解させる。
	エ 人権の擁護		1		1			1		1		世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)、児童の権利に関する条約(児童の権利条約)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)等の人権関係諸条約の概要について説明し、人権の国際的潮流について理解させるとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人等にかかわる各種人権課題と人権に配意した職務執行の重要性について理解させる。
	オ 少年の心理		4		2							地域警察官として少年問題や少年事件等を取り扱う際に必要な少年の特性や行動のほか、現代の若者の意識や行動の特徴等について、警察部

									外の専門家及び警察部内の担当者による講義等により理解させる。
	力 犯罪を犯す者の心理	4	2		1	1			地域警察官として捜査実務を行うために必要な犯罪者の意識と行動との相関関係等に関する犯罪心理学について、警察部外の専門家による講義等により理解させる。
	キ 経済問題	9	2		1				社会人として備えておくべき日本経済や国際経済に関する問題点等の基礎的知識について、警察部外の専門家による講演等により理解させる。
	ク 時事問題								社会人として備えておくべき政治情勢、社会情勢、国際情勢等に関する基礎的知識について、警察部外の有識者及び警察部内の担当者による講演・講義等により理解させる。
	ケ 情報公開・個人情報保護	2	1		1	1			「情報公開法」、都道府県の「情報公開条例」等を説明し、情報公開の考え方、適正な文書管理等について理解させる。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、都道府県の「個人情報保護条例」等を説明し、個人情報保護の考え方、個人情報の取り扱いの制限、安全管理措置等について理解させる。
	コ OA教養		2			1			警察業務に必要なコンピュータに関する知識・技能を修得させる。
	サ その他の教養講座	9							上記アからコまでの教養講座の補充調整時間のほか、地域警察官として必要な日常英会話、手話等について、警察部外の専門家や警察部内の担当者による講義等により修得させる。
2 対話と報告	(1) 公用文の書き方	9	7	2	1	0.5	0.5		公用文作成の基礎となる用字、用語、文体、送り仮名の付け方及び報告書の作り方を理解させる。
	ア 公用文の作成要領	3							公用文の概要、左横書き文書の作り方、用語用字、文体等について理解させる。
	イ 法令用語の基礎知識	2							法令用語のうち、地域警察官として必要性が高く、かつ、特に留意しなければならない用語について理解させる。
	ウ 公文書の意義、重要性	1				0.5			1 公文書の意義、重要性、公文書作成の留意事項、適正な作成及び取扱要領等について理解させる。 2 公文書に係る不適正事案を説明し、不適正な取り扱いが招く結果の重大性について理解させる。
	エ 公文書(報告書)の作り方	1	2			0.5			報告書の意義、種類及び要件について理解させるとともに、報告書の作り方を実習により修得させる。
	(2) 職務遂行上のコミュニケーション	4	2	2	2	1	1		人の話を聞く時の態度、話の聞き方及び要点をメモする要領並びに話すことの重要性、警察官の話し方の留意事項について理解させ、警察官



科 目	地域警察活動(生活安全)
-----	--------------

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科	講 義	実 習	講 義	実 習		
計	講 義	実 習	講 義	実 習	計	講 義	実 習	講 義	実 習	等	等	
1 生活安全警察総論	生活安全警察総論		1	1			1	1			生活安全警察の目的及び特徴並びに生活安全警察運営上の留意点について理解させる。	
2 防犯活動	個別の防犯活動の実施要領		3	1	1	1	2	1	0.5	0.5	防犯資料の収集の範囲及び着眼点、防犯診断、防犯連絡の実施要領等地域警察官の行う個別の防犯活動の要領を理解させる。また、環境設計による防犯対策の意義、目的及び推進要領並びに代表的な防犯設備を理解させる。	
							1			0.5	職場実習において体験した防犯活動について事例発表をさせ、問題点を討議した上で適切な実施要領を指導し、修得させる。	
3 人身安全関連事案への対応			4	1.5	1.5	1		4	1.5	1.5	1	人身安全関連事案への適切な対応のため、地域警察官として被害相談等に対応する心構え、対応要領等について理解させる。
	(1) ストーカー行為等の取締り				0.5				0.5		ストーカー規制法の概要及びストーカー事案への適切な対応について理解させる。	
	(2) 配偶者暴力事案への対応			1.5	0.5	1		1.5	0.5	1	配偶者暴力防止法の概要及び配偶者暴力事案への適切な対応について理解させる。	
	(3) その他の人身安全関連事案への対応				0.5				0.5		行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待への対応及び女性・子供を犯罪から守るための活動について理解させる。	
4 警備業、古物営業、質屋営業、探偵業			1	1			1	1			警備業の健全育成、古物営業、質屋営業及び探偵業の規制について理解させる。	
	(1) 警備業										警備業法における認定制度の仕組み、警備業に関する具体的規制内容及び公安委員会の権限について説明するとともに、指導監督に当たっては健全育成を旨とすることを理解させる。	
	(2) 古物営業										古物営業の定義、営業の許可、営業者の義務と営業の制限について理解させる。	
	(3) 質屋営業				1				1		質屋営業の定義、営業の許可、買置主の保護、営業者の義務と営業の制限等について理解させる。	
	(4) 探偵業										探偵業法における届出制度の仕組み、探偵業に関する具体的規制内容及び公安委員会の権限について理解させる。	
5 サイバー			1	1			1	1			サイバー犯罪の現状、特性、関係	

犯罪対策										法令、捜査手法等について概説し、サイバー犯罪対策に係る警察の体制及び取組みについて理解させる。
6 保護・行 方不明者 発見活動			5 3 2		4 3 1					保護の意義、目的及び対象並びに行方不明者の意義、行方不明者届の受理及び発見時の措置等について理解させ、その要領を修得させる。
	(1) 保護の目的、 対象、手続等			1			1			保護の意義、対象、保護措置の内容、手続と引き継ぐ機関、保護の限界等基本的な事項を警察官職務執行法及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律を中心に理解させる。
	(2) 保護の要領			1 2			1 1			保護対象の特性及び対象別の保護要領を説明し理解させた上、泥酔者等の保護について演技式により個別に実習させ、基本的要領を修得させる。
	(3) 行方不明者 発見活動			1			1			行方不明者の意義、行方不明者届の受理、発見時の措置等の基本的事項について理解させる。
7 少年警 察活動			12 7 1 2 2	8	4 1	2	1			少年警察活動の概要、少年事件等の処理手続の概要及び福祉犯の主な態様等について理解させるとともに、少年事件等処理要領及び福祉犯取締りの要点等を修得させる。
	(1) 少年の非行 防止・保護活 動			3			1.5			少年警察活動の基本、街頭補導、少年相談、継続補導、有害環境浄化活動、被害少年対策等について理解させる。
					1			0.5		職場実習において体験した少年の非行防止活動及び保護活動について体験発表をさせ、問題点を討議した上で適切な処理要領を指導し、修得させる。
	(2) 児童虐待防 止対策			1			1			児童虐待の防止に関する法律に規定する児童虐待の定義、類型、通告等の基本事項や警察の児童虐待への対応における取組等について理解させる。
	(3) 少年事件等 の処理			2 1 1 1	1	1 1 1	0.5			少年事件、触法少年事件及び犯少年事件の処理手続の概要並びに捜査及び調査の基本を理解させるとともに、事件等の処理要領を修得させる。
	(4) 少年の福祉 を害する犯罪 の取締り			1	1		0.5	1		福祉犯の主な態様及び適用法令について理解させるとともに、端緒把握要領、取締り、被害少年の保護に当たっての心構え及び要点を修得させる。
8 風俗環 境の浄化			4 2	2	3 2		1			風俗環境の浄化等を図るため、風俗営業等の規制及び営業の適正化等並びに風俗関係事犯の取締り要領を理解させる。
	(1) 風俗営業等 の規制			2			2			風営適正化法の目的、風俗営業の種別、営業の許可、営業行為の制限

								及び性風俗関連特殊営業、深夜飲食店営業等の規制等について理解させる。
	(2) 風俗関係事犯の取締り			2			1	風営適正化法違反(無許可営業、禁止区域等営業等)、売春事犯、わいせつ事犯、ゲーム機等使用賭博事犯等風俗関係事犯の概要並びに端緒把握の方法、着眼点及び犯行を発見した場合の措置要領等について理解させる。
9 不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り	不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り		1	1	0.5		0.5	不法就労外国人に係る雇用関係事犯の概要等及びその取締りと措置要領を理解させる。また、人身取引の被害者を認知した場合の適切な措置要領について理解させる。
10 生活経済事犯の取締り		3 1	2	2 1		1		生活経済事犯の概要、取締り要領及び被害相談対応要領並びに被害拡大防止、被害回復措置等の重要性について理解させる。
	(1) 生活経済事犯の概要		0.5	1		0.5	0.5	利殖勸誘事犯・特定商取引等の悪質商法、ヤミ金融事犯、不法投棄事犯等の概要を理解させる。
	(2) 生活経済事犯の被害相談に対する心構えと被害未然・拡大防止措置及び被害回復		0.5	1		0.5	0.5	地域警察官の生活経済事犯に関する被害相談対応要領及び生活経済事犯に不正に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等の重要性について理解させる。
11 その他特別法令等違反の取締り		3 2	1	2.5 2		0.5		市民生活に不安と迷惑を及ぼす身近な犯罪で、地域警察官が直面する軽犯罪法違反、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反及び各都道府県の条例違反の概要について理解させる。
	(1) 軽犯罪法及び特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の取締り		1			1		1 軽犯罪法第1条第3号の「侵入工具携帯の罪」の違反態様及び取締り上の留意点について理解させる。 2 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第3条及び第4条に基づく取締り要領について理解させる。
	(2) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の取締り	ア 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の取締り	0.5		0.5			公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の中で地域警察官が直面する違反態様及び取締り上の留意点について理解させる。
		イ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反の	0.5		0.5			酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反の中で地域警察官の直面する違反形態及び取締り上の留意点について理解させる。

	取締り										
(3) 条例違反の取締り				1			0.5		各都道府県の事情からみて必要と認められる条例違反の要点について理解させる。		
12 銃砲刀剣類の種別と規制・火薬類の規制		2	2			1	1		銃砲刀剣類、火薬類等の規制及びこれらに対する指導取締り要領について理解させる。		
(1) 銃砲刀剣類の種別と規制	ア 銃砲	0.5				0.5			銃砲の意義、その規制の内容並びに許可及び登録について理解させる。		
	イ 刀剣類	1							刀剣類の意義、その規制内容、許可及び登録並びに刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯について理解させる。		
(2) 火薬類の規制		0.5				0.5			火薬類の定義、火薬類が犯罪に用いられた場合の危険性及び地域警察官の権限と措置要領等について理解させる。		
合計		40	22.5	4.5	10	3	30	18.5	3.5	6.5	1.5

科 目	地域警察活動(地域)
-----	------------

教授要目	教授細目	教授類目	時 限						教 授 目 標	
			長期課程			短期課程				
			初 任 科	初任補修科	計	初 任 科	初任補修科	計		
			講 義 等	実 習 等		講 義 等	実 習 等			
1 警察官の服務			9	9		6	6		警察官の服装、階級、勤務時間、服務、事故の防止、表彰、懲戒、給与、文書の取扱い等警察官として必要な基礎的知識及び心構えについて理解させる。	
	(1) 警察官の服装、支給品及び貸与品並びに警察官の階級及び任用			1					1 警察官の制服の着用、支給品・貸与品の概要と保管責任、制服の概要について理解させる。 2 警察庁の職員、地方警務官、都道府県警察職員の意義、警察官と一般職員、警察官の階級及び任用について理解させる。	
	(2) 勤務時間及び分限保障			1			1		警察官の勤務時間、休憩時間、休日、休暇及び分限保障について事例を挙げて説明し、理解させる。	
	(3) 服務		3			2.5			服務の根本基準、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等への従事制限、政治的行為の制限、労働権の制限、内部規定によって定められる義務について事例を挙げて説明し、職務に当たってのあり方を認識させる。 憲法、警察行政法の公務員制度との関係に配意する。	
	(4) 表彰及び懲戒		0.5						叙位、叙勳、警察表彰及び懲戒の意義、種類等について事例を挙げて説明し、士気の高揚と非違事案の防止を図る。	
	(5) 監察事例と教訓		1.5			1.5			「懲戒処分の指針」に示された「規律違反行為の態様と懲戒処分の種類」について理解させるとともに、主に若年層が惹起させた最近の業務上及び私行上の非違事案を参考にした教訓事例をもとに、適正な職務執行と堅実な私生活の重要性を理解させる。	
	(6) マスコミの仕組みと社会的役割		1				1		マスコミの仕組みと社会的役割及び警察広報の目的、重要性等について説明した上、警察における報道対応の基本等を理解させる。	
	(7) 文書の取扱い		1						文書の決裁、施行、保存等及び秘密文書の取扱いについて事例を挙げて説明し、理解させる。	
2 受傷事故防止	受傷事故防止		3	2	1	3	2	1	地域警察をはじめ、各分野における殉職・受傷事案の発生原因、背景等を踏まえ、受傷事故防止要領について理解させる。	

3 心の健康づくり	心の健康づくり		2	1	1	2	1	1	心の健康づくりの重要性を認識させ、心の病気に関する基本的な知識や対処方法等について理解させる。
4 相談業務	相談業務の意義、重要性		1	1		1	1		相談業務の意義、重要性、基本的な心構え等相談者の立場に立った適切な対応の必要性について理解させる。
5 犯罪被害者支援			3	2	1	2	1	1	警察による犯罪被害者等に対する支援の意義、犯罪被害者等の心理、女性被害者を始めとする犯罪被害者等に対する支援に関する様々な施策の実施要領について修得させる。
	(1) 被害者支援の基本と各部門の被害者支援の概要			2			1		被害者支援の意義及び重要性、基本的な考え方、各部門における被害者支援の各施策並びに犯罪被害給付制度の概要等について理解させる。
	(2) 被害者の立場に立った対応要領				1			1	被害者の立場に立った地域警察官としての心構え、留意事項、具体的な対応要領等について、事例研究又は精神科医等専門家による講義、犯罪被害者等による講演会等により、女性被害者を始めとする犯罪被害者等の心情、接するに当たっての配慮すべき事項や二次的被害を防止するために配慮すべき事項等を修得させる。
6 留置管理業務	被留置者の処遇及び護送・看守要領		3	1	1	3	1	1	留置管理業務の基本的知識及び被留置者の処遇、護送勤務要領、看守勤務要領等の概要について理解させる。
7 地域警察勤務の概要			2	2		1	1		地域警察の体制、勤務制度及び運用の概要を理解させる。
	(1) 地域警察の任務、活動単位、勤務種別			1				1	通常の地域警察活動の基本となるその任務、活動単位、勤務種別を理解させる。
	(2) 地域警察の勤務制、勤務計画、制服等			1				1	個々の地域警察官の勤務の基本となる勤務制、勤務計画、制服等を理解させる。
8 交番及び駐在所勤務			6	3	3	4	1	3	交番、駐在所における通常基本勤務の勤務方法を理解させる。
	(1) 立番、見張、在所			1					立番、見張及び在所の意義、注意事項等を修得させる。
	(2) 警ら			1	2		1	2	警らの意義、実施要領、車両運転時の留意事項、注意すべき対象を修得させる。
	(3) 巡回連絡			1					巡回連絡の意義、実施要領、注意事項等を修得させる。
	(4) 事案対応時の留意事項				1			1	凶器所持や多人数のトラブル事案等への対応時等受傷事故が発生する要因がある事案に対し、入電から現場臨場までの心構え、配意事項、携行資機材及び臨場時の留意事項について、討論させ、理解させる。
9 地域警察の警戒			14	6	8	12	4	8	地域警察における警戒活動について理解させる。

活動	(1) 職務質問		3	4			2	4		職務質問の意義、法的根拠、対象者、実施要領、注意事項、同行要領等を修得させる。		
	(2) 自動車検問		1	2			1	2		自動車検問の意義、法的根拠、実施要領、注意事項を修得させる。		
	(3) 緊急配備		1							緊急配備の意義、重要事件、実施要領等を理解させる。		
	(4) 注意報告		1	2			1	2		注意報告の意義、素材の収集要領、注意報告書の作成要領を修得させる。		
10 通信指令及び無線通話		12	4	6	2	10	2	6	2	通信指令を理解させるとともに、無線通話技能を修得させる。		
	(1) 通信指令	ア 通信指令	1				1			通信指令の意義、通信指令室の活動内容、機能を理解させる。		
		イ 地域警察デジタル無線システム	1							地域警察デジタル無線システムの意義、機能等を理解させる。		
	(2) 無線通話	ア 現場報告要領等		2			2			初動対応に必要な現場報告要領を修得させる。		
		イ 至急通話要領等	2	2			1	2		急訴事案認知時の至急通話と飛び越え報告要領を理解させ、修得させる。		
		ウ 緊急ボタン要領		2				2		緊急ボタン押下及び誤操作時の対処要領を修得させる。		
11 市民との良好な関係の保持		エ 効果測定			2				2	急訴事案認知時における無線通話技能の修得度合いを測定する。		
	(1) 市民応接	ア 市民応接、地理案内	1				1			市民に対する奉仕の在り方を理解させる。		
		イ 地域安全活動、交番等における相談取扱要領	1	1				1		地域安全活動の意義、種類、活動要領を理解させるとともに、交番、駐在所等で相談を受理した場合の基本的心構え、組織的管理、相談者への支援等について理解させる。		
	(2) 苦情の適正な処理			1			1			警察法等で定める苦情申出制度を学ばせ、苦情の意義、苦情該当性の組織的判断の重要性、苦情の処理手続等について理解させる。		
	(3) 遺失・拾得物		5	4			4	4		遺失・拾得物の意義、用語、受理要領等を修得させる。		
12 地域警察活動演習	地域実務		2		2	1			1	職場実習において体験した警ら、巡回連絡等の基本勤務について事例発表をさせ、問題点を討議させた上で適切な処理要領を指導するとともに、失敗した際の対処要領について、具体的事例を挙げて指導し、修得させる。		
合計			70	39	24	2	5	56	26	24	2	4

科 目	地域警察活動(捜査)
-----	------------

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科	講 義	実 習	講 義	実 習		
計	講 義 等	実 習 等	講 義 等	実 習 等	計	講 義 等	実 習 等	講 義 等	実 習 等	計		
1 犯罪捜査の基本	(1) 捜査の意義、心構え及び捜査の今日的課題		2	2			2	2			犯罪捜査の意義、心構えについて理解させるとともに、最近の犯罪情勢の特徴と捜査の今日的課題を理解させる。	
				1				1				
2 被害届、告訴、告発及び自首の取扱い	(2) 捜査の基本的取り方			1				1			第一次捜査権の意義について説明した上で、身近な犯罪への対応の重要性、捜査の基本的事項の遵守の重要性を理解させる。	
			5	1	4		3	1	2			
				1				1				
3 臨場及び現場鑑識	(1) 被害届、告訴・告発及び自首の取扱要領										被害届の重要性及び迅速・確実な受理について理解させるとともに、告訴・告発及び自首を受けたときの取扱要領並びに留意事項について理解させる。	
					4				2			
4 実況見分調書及び領置調書の作成	(2) 被害届の作成要領		5	2	3		4	1.5	2.5		想定を与える、被害内容の聴取、報告等の措置及び被害届、刑法犯認知情報票の作成について実習させ、その要領を修得させる。	
(1) 臨場及び現場保存要領				1	2			1	2		鑑識かばん等を携行するなど現場臨場時の心構え、第一臨場者として状況把握のため現場立入りする際の留意事項等現場保存の重要性、実施要領を理解させた上、模擬家屋等を利用して実習させ、その要領を修得させる。	
(2) 現場観察及び証拠資料の収集保全の要領				1	1			0.5	0.5		現場観察の実施要領、指掌紋、足痕跡、DNA型鑑定対象資料等現場鑑識資料の収集保全及び立証措置を理解させた上、模擬家屋等を利用して実習させ、その要領を修得させる。	
(1) 実況見分調書及び被害記録の作成要領			8	1	7		5	1	4		実況見分調書及び領置調書の作成要領を修得させる。	
				1	5			1	3			





	(2) 捜査報告書の作成要領	1	3			1	1			る。	
10 捜査実務		33	1	5	5	22	20.5	1	4.5	4	11 地域警察活動において多く取り扱う刑事事件の捜査要領等の捜査実務について修得させる。
	(1) 窃盗事件(占有離脱物横領事件を含む。)の捜査要領					10				5 1 初任科においては、窃盗事件(占有離脱物横領事件を含む。)の捜査要領について応用想定を与え、現場活動及びこれらに伴う捜査書類(簡易実況見分調書)について実習させ、その要領を修得させる。 2 初任科で実施した窃盗事件(占有離脱物横領事件を含む。)の捜査要領について想定を与え、聞き込み捜査、逮捕及びこれらの捜査活動に伴う捜査書類(聞き込み捜査報告書、現行犯人逮捕手続書(甲)、緊急逮捕手続書、捜索差押調書(乙)、押収品目録、押収品目録交付書(以上基本))の作成について実習させ、その要領を修得させる。 3 映像又は想定により、逮捕に伴う緊急逮捕手続書の作成について実習させ、その要領を修得させる。	
	(2) 暴行、傷害事件の捜査要領					1			1	2 1 暴行、傷害事件の捜査要領について想定を与え、現行犯の場合の事件処理と共に伴う捜査書類(簡易書式例による現行犯人逮捕手続書及び捜索差押調書)の作成について実習させ、その要領を修得させる。 2 初任科で実施した暴行、傷害事件の捜査要領について想定を与え、これに伴う捜査書類(簡易書式例による参考人供述調書、被疑者供述調書)の作成について実習をさせ、その要領を修得させる。	
	(3) 女性に対する暴力事件の捜査要領					1			1	性犯罪及び人身安全関連事案への対応、被害者への配慮について理解させる。	
	(4) 公務執行妨害事件の捜査要領				1	2		1	1 1 公務執行妨害事件について想定を与え、これに伴う現場措置について実習させ、その要領を修得させる。 2 初任科で実施した公務執行妨害事件の捜査要領について想定を与え、これに伴う捜査書類(現行犯人逮捕手続書(甲))の作成について実習させ、その要領を修得させる。		
	(5) 詐欺事件の捜査要領					4			2 1 無錢飲食詐欺事件及び寸借詐欺事件の捜査要領について想定を与		



		び違反態様							違反態様について理解させる。	
		(ウ) 薬物乱用 防止活動及び 薬物乱用者 等の保護・刑 事手続		1			0.5		薬物乱用防止活動及び地域警察 官による薬物乱用者等の保護の際に おける刑事手続との関係について理 解させる。	
		(イ) 端緒把握 及び措置要領		1	1		1	1	職務質問等の際ににおける地域警察 官の端緒把握及び措置要領につい て理解させる。	
		イ 銃器犯罪の 取締り							地域警察官として必要な銃器犯罪 の端緒入手及び初動措置要領を修 得させる。	
		(ア) 拳銃及び 実包に関する 基礎知識	0.5			0.5			銃器のうち、拳銃に関して、回転 式、自動式の構造に関する知識及び 拳銃実包の種別等について理解させ る。	
		(イ) 銃器犯罪 の端緒入手 要領		1			0.5		銃器犯罪に関して、職務質問、車 両検問時における不法所持事犯等の 端緒入手要領について理解させる。	
		(ウ) 銃器等発 見時の措置	0.5			0.5			銃器発見時における押収、捜索、 犯人の逮捕等の措置要領について 理解させる。	
		ウ 薬物銃器犯 罪実務			1			0.5	職場実習等において体験した薬物 ・銃器犯罪の検挙等について事例発 表をさせ、問題点を討議した上で適 切な処理要領を指導し、修得させ る。	
		(4) 外国人に係 る事件事故の 取扱要領			1			0.5	外国人の死体の取扱い、逮捕、取 調べ等における基本的な取扱要領に について理解させる。	
12 指掌紋			9	2	3	4	5	1	2	指掌紋の価値、指掌紋制度、指掌 紋の押なつ要領、現場指掌紋の採取 要領等について実習により修得させ る。
		(1) 指掌紋制度 の概要		1				0.5		指掌紋の意義、重要性、指掌紋自 動識別システムの概要、指紋の種 類、指掌紋資料の活用及び留意事項 について理解させる。
		(2) 指掌紋の押 なつ及び指掌 紋記録等作成 要領			1			0.5		データベースとなる指掌紋記録等 の積極的な作成の必要性、指掌紋の 押なつ要領及び指掌紋記録等の作 成要領並びに協力者指掌紋の重要 性と作成要領等について、実習によ り修得させる。
		(3) 現場指掌紋 の採取要領		1	2		0.5	1.5		十指指紋の分類について実習させ 、その要領を修得させる。
						3			1.5	指掌紋の特性、現場指掌紋の態様 及び粉末法、液体法、気体法による 採取方法と復元方法並びに立証措置 について理解させた上、実習により基 本的な採取要領を修得させる。
13 足痕跡			5	0.5	1.5	3	3.5	0.5	1.5	現場指掌紋の態様別採取要領に ついて、模擬家屋等を利用して実習 させ、技能を向上させる。
									1.5	足跡及びその他の痕跡について種 類と印象形態、利用効果及び採取要 領について修得させる。

16 捜査書類等の作成要領		16			16	9				9 初任科及び職場実習において修得した知識、技能を考慮の上、事件の受理から職務質問、被疑者の逮捕までの一連の捜査活動の関係書類の作成要領及び作成誤りがあった場合の適正な訂正要領を実習により修得させる。 また、虚偽の捜査書類作成等が重大な文書犯罪であることを認識させる。
	(1) 捜査書類の作成要領				13					7 被害届、実況見分調書、捜査報告書、逮捕手続書、捜索調書(乙)、捜索差押調書(乙)、被疑者供述調書、参考人供述調書、任意提出書、領置調書、仮還付請書、押収品目録交付書その他関係書類について実習させ、修得させる。
	(2) 簡易書式例作成				3					2 簡易書式例について、処理手続の概要及び運用上の留意事項について理解させるとともに、想定を与えて、作成要領について実習させ、修得させる。
17 捜査実務能力検定		4			4	4				4 捜査実務能力に関する技能検定を実施する。
18 鑑識技能検定		6			6	6				6 鑑識初級の技能検定を実施する。
合計		141	29	38	15	59	96	24	25	10.5 36.5

## 科 目 地域警察活動(交通)

教授要目	教授細目	教授類目	時 限						教 授 目 標	
			長期課程			短期課程				
			初 任 科	初任補修科	計	初 任 科	初任補修科	計		
講 義	実 習	等	講 義	実 習	等	講 義	実 習	等		
1 交通警察活動の基本			8	6	2	7	5	2	国民生活に密着する交通警察の役割、重要性及び国民の要望にこたえる交通警察活動について理解させる。	
	(1) 道路交通の現状と交通事故情勢の推移			1			1		道路交通の現状(自動車輸送量の伸び、運転免許保有者の推移、道路整備状況等)及び交通事故情勢について理解させる。	
	(2) 交通警察の役割			2			2		1 交通警察と国民のかかわり及び交通警察の目的について理解させる。 2 被害者支援等を始め、国民の意見・要望に応える交通警察の推進について理解させる。	
	(3) 交通警察活動の諸分野			1			1		3Eの原則(交通安全教育、交通指導取締り、交通工学)及び交通関係機関団体等について理解させる。	
	(4) 受傷事故防止		2	2		1	2		交通指導取締り、交通事故現場等の交通警察活動中の受傷事故防止要領について、具体的事例を挙げて説明し、実習により修得、理解させる。	
2 交通警察実務に必要な基礎知識			7	7		5.5	5.5		交通指導取締り、交通事故捜査に必要な交通関係法令の基礎知識を体系的に理解させる。	
	(1) 道路交通法の目的と定義			1			1		道路交通法の目的及び各規定を理解する上で基本となる用語の意義について理解させる。	
	(2) 道路			1			1		道路の意義及び種類について、道路交通法、道路法及び道路運送法の分類により説明し、理解させる。 道路の種類及び道路構造の概要について理解させる。	
	(3) 自動車等			1				1	自動車の意義、分類等について道路交通法及び道路運送車両法の分類により説明し、理解させる。 自動車の種類については図表を、ナンバープレートの見分け方については図表及び見本を活用する。	
	(4) 自動車等による通行の基本原則			0.5					一般的な道路における車両の通行区分、車両通行帯のある道路における車両の通行方法、軌道敷内における車両の通行方法について理解させる。	
	(5) 歩行者等の保護			0.5			0.5		横断歩道における歩行者等の保護、交差点及びその付近を横断している歩行者の保護並びにその他の歩行者保護規定について理解させる。	
	(6) 速度、車間距			1					車両の最高速度、最低速度、路面	

	離、追越し、割込み及び踏切の通過							電車等の最高速度、車両等が保持すべき車間距離及び他の車両に追いつかれた車両の義務並びに追越し、割込み、踏切の通過について理解させる。	
	(7) 停車及び駐車		1				1	停車及び駐車を禁止する場所、駐車を禁止する場所、停車又は駐車を禁止する場所の特例、停車、駐車の方法の特例、時間制限駐車区間の意義並びに駐車、停車の方法及び違法駐車に対する措置について理解させる。	
	(8) 無免許、酒気帯び運転等及び過労運転の禁止		1			1		無免許運転の禁止、酒気帯び、酒酔いの意義とその状態における運転の禁止、過労運転の意義とその禁止について理解させるとともに、警察官としてこの種の違反を絶対しないよう 기본的な心構えを徹底させる。	
3 交通規制と交通安全施設等		3	2	1		3	2	1	交通規制及び交通整理の意義、重要性並びに交通安全施設の運用実態等を修得させる。
	(1) 交通規制及び交通整理		1			1		交通規制の目的、種類、効力発生の要件、実施上の基本的留意事項等について理解させる。	
			1			1		交通整理の意義と重要性を認識させ、手信号及び燈火の方法による交通整理要領について、実習により修得、理解させる。	
	(2) 道路使用許可等		0.5			0.5		道路使用、制限外積載、けん引、駐車、自動車保管場所証明等について理解させる(手続を含む。)。	
	(3) 交通安全施設等の整備		0.5			0.5		信号、標識、交通管制センター等について理解させる(設置、保守管理を含む。)。	
4 交通指導取締り		21	14	7		20	13	7	交通指導取締りの重要性、歩行者・車両の指導取締り及び違反の立証、交通反則切符及び交通切符の具体的な作成要領、取締りに関する各種書類等の作成要領、道路交通法以外の違反の取締り、外国人の交通違反等の処理要領について修得させる。
	(1) 交通指導取締りの重要性と留意事項		1			1		交通指導取締りの意義、目的、重要性、心構え及び留意事項について理解させる。また、交通指導取締りにあつては、管内の交通事故の発生実態等の分析、指導取締り方針の策定、実施した取締り結果の効果検証、次期取締り方針への反映というPDCAサイクルによる交通指導取締り管理について理解させる。	
	(2) 歩行者、自転車、自動車等に対する指導取締り		1			1		取締り上の留意事項、一般的な取締り要領、自動車等の停止要領、運転免許証の検査及び受傷その他危害防止について理解させる。	
	(3) 違反者に対する措置と処		1			1		交通法令違反事件に対する措置と検挙から判決までの一連の手続につ	

	理の手続							いて系統的に理解させる。
	(4) 交通反則通告制度等		1			1		交通反則通告制度及び交通切符制度の概要等について理解させる。
	(5) 交通反則切符の作成等		2		2			交通反則切符、交通切符の作成要領について理解させる(競合事件を含む。)。
	(6) 地域警察官が主として取り扱う道路交通法違反の形態と立証		6		6			交通切符、交通反則切符等の具体的な作成要領、告知要領等及びアルコール検知器による検査要領(鑑識カードの作成要領を含む。)について、実習により修得、理解させる。
	(7) 交通指導取締りに関する各種書類等の作成要領	1	1		1	1		地域警察官が主として取り扱う道路交通法違反について、その構成要件、関係法条及び立証上の留意事項について理解させる。
	(8) 道路交通法以外の交通関係法令違反の取締り		1		1			犯罪事実現認報告書、整備通告書、故障車両運転許可証、運転免許証保管証、放置車両確認標章作成上の留意事項及び免許証保管上の留意事項について理解させ、作成要領を実習により修得させる。
	(9) 外国人の交通違反の取扱い上の留意事項		1		1			外国人の交通違反に対する取締り上の留意事項と処理要領について理解させる。
5 交通事故事件の捜査要領		6	5	1	4	3	1	交通事故の概要、交通事故事件の捜査要領及びひき逃げ事件捜査について修得させる。
	(1) 交通事故の概要		1		1			交通事故の意義、特質及び交通事故に関連して適用される法令(新法)の概要を理解させるとともに、交通事故捜査の目的、平素の準備、事故の認知から現場における措置、事後の措置について理解させる。
	(2) 交通事故事件の捜査要領(物件事故処理要領を含む。)		2	1	1	1		交通事故事件の捜査上の留意点、過失の認定から事件送致の手続及び物件事故処理要領を実習により修得させる。
	(3) ひき逃げ事件捜査		2		1			1 ひき逃げ事件の態様、認知したときの報告及び初動捜査要領について理解させる。 2 ひき逃げ事件に適用される法令、初動捜査における現場観察と証拠資料の収集及びこれらの留意事項並びに交通鑑識資料について理解させる。
6 運転者対策		3	3		1.5	1.5		運転免許制度、点数制度、点数制度による行政処分、点数制度によらない行政処分、運転者管理システム及び運転者等に対する教育について理解させる。

	(1) 運転免許制度		1									運転免許制度の目的、運転免許の法的性格、行政処分及び運転者管理の仕組みについて理解させる。
	(2) 点数制度		0.5									点数制度の意義と法的根拠、点数制度のねらい、内容及び計算方法について理解させる。
	(3) 点数制度による行政処分		0.5									処分の基準点数と処分の前歴について理解させる。
	(4) 点数制度によらない行政処分		0.5			1.5						身体の障害による免許の取消し・停止、一定の病気等による免許の取消し・停止及び危険性帯有による免許の停止について理解させる。
	(5) 運転者等に対する教育		0.5									運転者等に対する教育の必要性、法的根拠及び教育の種類について理解させる。
7 交通警察活動演習		8		3	5	6		3	3			初任科及び職場実習において修得した知識、技能を考慮の上、交通事故や交通法令違反事件の現認(認知)から現場における活動に至る一連の活動を実習等により総合的に修得させる。
	(1) 受理、即報及び現場急行の要領			2								既に学習した交通事故捜査の要点について再認識させた上、発生の届出に対する措置、事故現場急行時の留意点並びに現場における活動要領及び受傷事故防止要領を理解させる。
	(2) 現場における活動要領							2				
	(3) 交通切符による物件事故の処理要領				1							想定を与え、交通切符による物件事故の処理要領について実習させ、修得させる。
	(4) 交通違反等の処理要領				4				3			交通違反否認事件、飲酒検知拒否事件等の想定を与え、交通(反則)切符、犯罪現認報告書、実況見分調書、捜査報告書、被疑者供述調書その他関係書類の作成要領について実習させ、修得させる。
	(5) 総合検討及び追指導			1					1			作成し提出された書類について添削し、追指導を行って修得させる。
合計		56	37	11	3	5	47	30	11	3	3	

## 科目 地域警察活動(警備)

教授要目	教授細目	教授類目	時 限						教 授 目 標	
			長期課程			短期課程				
			初 任 科	初任補修科	計	初 任 科	初任補修科	計		
1 警備警察の意義	(1) 警備警察の責務		1	1		1	1		警備警察の責務、活動の原則を理解させる。	
									警備警察は、警察の責務を果たすため、国の公安又は利益に係る犯罪の予防、取締り等を行うことを理解させる。	
									警備警察活動の遂行に当たっては、不偏不党、公平中正(警察法第2条第2項)を原則とすることを理解させる。	
2 共産主義運動	(2) 警備警察活動の原則			1			1		警備警察活動は、警察の責務を果たすため、国の公安又は利益に係る犯罪の予防、取締り等を行うものであり、民主主義国家、民主主義社会の法秩序を維持するために欠くことできない警察活動であることを理解させる。	
3 大衆・労働運動	(3) 警備警察と民主主義社会								警備警察活動は、警察の責務を果たすため、国の公安又は利益に係る犯罪の予防、取締り等を行うものであり、民主主義国家、民主主義社会の法秩序を維持するために欠くことできない警察活動であることを理解させる。	
4 極左暴力集団	(1) 世界の共産主義運動								共産主義運動、日本共産党の性格等について、その基本を理解させる。	
									共産主義運動の沿革・現状を世界史の流れの中でつかませる。また、革命理論であるマルクス・レーニン主義について理解させる。	
									日本共産党の沿革、基本的性格、現状及び同党に対する警察の立場について理解させる。	
	(2) 日本共産党									
	(1) 大衆運動								大衆運動の概要及び大衆運動と警察の立場について理解させる。	
									労働運動の概要及び労働運動と警察の立場について理解させる。	
									大衆運動の意義等及び大衆運動に対する警察の立場について理解させる。	
	(2) 労働運動								労働運動の沿革と労働運動と警察の立場等について理解させる。	
									労働運動の意義等及び労働運動に対する警察の立場について理解させる。	
	(1) 極左暴力集団の概要								極左暴力集団の性格、指導理論、活動実態、非公然部門の組織、活動状況の把握要領等について理解させる。	
									極左暴力集団が引き起こした非合法調査活動やテロ、ゲリラ事件について説明し、犯行形態や犯行の特殊性を理解させる。	
									また、これらの事件の犯人検挙やテロ、ゲリラの未然防止のための極左対策の重要性について理解させ	
	(2) 極左事件の現状と極左対策									

5 特殊組織犯罪			る。 オウム真理教の活動実態、現状等を説明するとともに、特殊組織犯罪対策の重要性及び警察の立場について理解させる。
	(1) オウム真理教の概要と活動実態		オウム真理教の誕生から地下鉄サリン事件を始めとする一連のテロ事件実行までの背景、経緯を説明し、オウム真理教の本質、反社会性を理解させる。
	(2) オウム真理教の現状と対策		オウム真理教の反社会的本質が全く変わっていない現状を踏まえ、諸対策の必要性を理解させ、併せて教団を取り巻く諸状況を理解させる。
	(3) 特殊組織犯罪への対応		特殊組織犯罪対策の意義、重要性を理解させ、認識を深めさせるとともに、警察の立場、心構えについて理解させる。
6 右翼運動等			右翼等に関する基礎的な知識を説明するとともに、地域警察官として取り扱うことの多い事案についての対処要領等について理解させる。
	(1) 右翼の主義・主張と運動		右翼の主義・主張の歴史的変遷、運動の実態と各都道府県の右翼の実態について理解させる。
	(2) 右翼運動と警察の立場		右翼の暴力性と警察の立場を理解させた上で、右翼事件の発生状況、右翼事件の特性、右翼が引き起こす事件で地域警察官が取り扱う事件(ビラ貼り等)、暴騒音規制条例等の取締り要領、作成書類等について説明し理解するとともに、右翼のぐ犯情報、事件検挙情報等の着眼点について理解させる。
7 外事警察	(3) 右派系市民グループの概要		右派系市民グループの動向、特徴点及び対策について理解させる。
			外事警察の概要並びに対日有害活動及び不法入国・不法滞在事犯の取締り要領等について理解させる。
	(1) 外事警察の概要		外事警察の意義及び任務、対日有害活動の実態等について理解させる。
8 國際テロ	(2) 対日有害活動の取締り		対日有害活動の実態及び取締り要領並びに拉致問題対策について理解させる。
	(3) 不法滞在者等外国人に係る諸問題		不法滞在者等外国人の実態、関係法令及び取締り要領について理解させる。
			国際テロの定義、現況及び国際テロ対策について理解させる。
	(1) 国際テロの現況		国際テロの定義と現況について理解させる。
	(2) 我が国における国際テロ対策		我が国における国際テロ対策の現状等について理解させる。

	(3) 日本赤軍・よど号グループの動向									日本赤軍及び「よど号」グループの沿革と現状について理解させる。	
9 サイバー攻撃		1	1			1	1			サイバー攻撃の脅威とその対策について理解させる。	
	(1) サイバーテロ対策	0.5				0.5				サイバーテロの脅威とその対策について理解させる。	
	(2) サイバーインテリジェンス対策	0.5				0.5				サイバーインテリジェンスの脅威とその対策について理解させる。	
10 警衛・警護		2	1		1	1	0.5	0.5		警衛・警護の意義、重要性、心構え、活動要領等を理解させる。	
	(1) 警衛の概要	0.5				0.5				警衛の意義、重要性、法的根拠等警衛の概要について理解させる。	
	(2) 警護の概要	0.5				0.5				警護の意義、重要性、法的根拠等警護の概要について理解させる。	
	(3) 警衛活動				0.5			0.5		警衛員の心構え及び活動要領等について、過去の事例を説明し、理解させる。	
	(4) 警護活動				0.5			0.5		警護員の心構え及び活動要領等について、過去の事例を説明し、理解させる。	
11 治安・雜踏・災害警備		19.5	3.5	10	3	3	10.5	1.5	5	2	治安警備・災害警備の意義、関係法令、活動要領等を修得させる。
	(1) 治安警備実施				1				1		治安警備実施の主な法的根拠等について理解させる。
		0.5				0.5					治安警備実施の意義について理解させる。
	(2) 雜踏警備実施		1								雑踏警備の意義、基本的心構え、実施要領等を理解させる。
	(3) 重要防護対象に対する警戒警備				0.5			0.5			重要防護対象に対する警戒警備の重要性と基本的心構え、具体的警戒要領及び留意事項について理解させる。
	(4) 災害等緊急事態対策の概要		1		0.5						我が国の災害発生状況及び災害等緊急事態対策について理解させる。
	(5) 災害と警察活動			0.5	0.5			0.5		0.5	災害対策における警察の役割及び災害警備活動の要領について理解させる。
	(6) 集団警備力の保持				0.5						集団警備力の中核として、治安・災害警備に従事する機動隊の概要及び各種専門部隊の概要について理解させる。
	(7) 警備部隊活動要領	ア 警備実施の意義、仕組み、実施要領及び部隊員の心構え		1			1				警備実施要領を中心として警備実施の意義、仕組み、実施要領及び部隊員の心構え、留意事項を視聴覚教材を活用し、理解させる。
		イ デモ行進規制要領及び集団スクラム排除要領		6.5		1.5		2.5		1	個人装備品等着装要領及びデモ行進規制要領の基本動作並びに応用動作について訓練し、修得させる。また、集団スクラム排除要領の基本動作及び排除活動について訓練し、修得させる。
		ウ 遊撃部隊活動要領		3		1.5		2		1	遊撃部隊活動要領のうち、基本動

		動要領及び緊急乗降車訓練										作(各個動作及び部隊動作)について訓練し、修得させる。 また、警備部隊の乗降車について訓練し、修得させる。	
12 警備警察活動			5.5	2.5	0.5	1.5	1	3.5	1	0.5	1.5	0.5	警備情報活動の意義、重要性、法的根拠、留意事項及び警備犯罪捜査要領について理解させる。
	(1) 警備情報活動			1					0.5				警備情報活動の意義、必要性及び法的根拠について理解させる。
	(2) 地域警察活動上の留意事項		1.5	0.5	0.5	1		0.5	0.5	0.5	0.5		地域警察官の行う警備情報活動上の留意事項について理解させる。
	(3) 警備犯罪捜査				1					1			警備犯罪捜査要領について理解させる。
合計			54	20.5	10.5	19	4	37	14.5	5.5	14.5	2.5	

## 科 目 地域警察活動(情報通信)

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科	初 任 科	初任補修科		
計	講 義 等	実 習 等	計	講 義 等	実 習 等	計	講 義 等	実 習 等	計	講 義 等	実 習 等	
1 警察の情報通信			4.5	4	0.5		4.5	4	0.5			警察情報通信の役割、無線通信系の構成・情報セキュリティ対策・通信機器の取扱方法について理解させるとともに、無線通話要領について訓練を通じて修得させる。
	(1) 警察情報通信の役割及び警察通信の構成			0.5				0.5				警察情報通信の概要、警察無線通信の構成、警察電話について理解させる。
	(2) 情報セキュリティ対策			1				1				警察情報管理システムの概要を理解させるとともに、警察における情報セキュリティ対策の重要性について認識させる。
	(3) 警察無線通信機器の取扱方法			1	0.5			1	0.5			主な無線機器の機種、取扱方法、適正管理について理解させるとともに、無線機器を使用させて取扱方法を修得させる。
	(4) 警察無線通話要領			0.5				0.5				無線通話方法、無線通話実施上の留意事項について理解させるとともに、基本的な無線通話要領について修得させる。
	(5) 犯罪捜査等における情報技術の解析			1				1				デジタルフォレンジック(犯罪立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続き)の基礎について理解させる。
2 無線従事者に必要な基礎知識			8.5	8.5			8.5	8.5				第二級陸上特殊無線技士免許の取得に必要な知識、技能を理解させる。
	(1) 電波法令			4				4				第二級陸上特殊無線技士免許の取得に必要な電波法の概要について理解させる。
	(2) 無線工学			3				3				第二級陸上特殊無線技士免許の取得に必要な無線電話の取扱いに関する知識、技能を理解させる。
	(3) 修了試験			1.5				1.5				修了試験を実施する。
			13	12.5	0.5	0	0	13	12.5	0.5	0	0

科 目	地域警察活動(現場対応措置)
-----	----------------

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			計	初任科 講義 等	初任補修科 実習 等	計	初任科 講義 等	初任補修科 実習 等				
実戦的総合訓練			24	11	13	15	6	9	第一線の現場の取扱状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理(事案の認知)、現場臨場、職務質問、擬律判断、逮捕、捜査書類の作成等、様々な事案に対する一連の警察活動をロールプレイング方式により実施させ、事案の実体法上の評価、証拠化措置も含め、手続上執るべき措置について正しく判断する能力と各種事案への対応能力等の職務執行能力を修得させる。			
(1) 現場対応訓練				7	8		4	5	刻々と変化する現場を想定した現場対応訓練の構成には、実施する訓練の目的等に応じ、次の要素を適宜盛り込み、その要領を修得させる。	1 届出受理(事案の認知) 2 現場臨場 3 目撃者その他参考人等の確保、事情聴取 4 職務質問 5 所持品検査 6 証拠資料の確保 7 逮捕等の措置 8 無線機等の活用		
(2) 捜査書類の作成要領					4			3	訓練で実施した現場対応に基づき、次の捜査書類等の作成訓練を行い、その要領を修得させる。	1 自らが執った措置についての捜査書類の作成 2 実際の緊急逮捕状請求に即し、制限時間を設けた疎明資料の作成 3 その他報告資料、広報資料等の作成		
(3) 総合検討及び追指導					1			1	実習の状況を全員で検討したのち、追指導を行って十分に修得させる。			
合計			24	0	11	0	13	15	0	6	0	9

科 目	体 育
-----	-----

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標		
			長期課程				短期課程						
			計	初 任 科	初任補修科	計	初 任 科	初任補修科	講 義	実 習	講 義	実 習	
				講 義	実 習		講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
体育	(1) 体育理論		0.5	0.5			0.5	0.5					警察体育の必要性について警察職務と関連性をもたせながら理解させる。
	(2) 健康管理		0.5	0.5			0.5	0.5					健康の維持増進と運動との関連について理解させる。
	(3) 体力トレーニング		13		10		3	8		5		3	警察官に必要な体力の向上を図り、警察職務の遂行に対し高度の適応性を養う。
	ア 基礎体力向上トレーニング				5					2			1 体力トレーニングの必要性を理解させ、身体の調和的発達を意図するトレーニングを行わせることにより、基礎体力を練成する。 2 警察体操と各体力要素別によるトレーニングを理解させる。
	イ・運動能力向上トレーニング				5		3			3		3	1 基礎体力を総合的に活用するトレーニングを行わせることにより、運動能力を高める。 2 総合的なトレーニング(サーキットトレーニング)や追跡・制圧トレーニングを理解させる。 3 各種競技を実施することにより、被疑者の動きに対応するステップワーク及び身のこなしの向上を図るとともに団結力及び協調性を高める。
	(4) 水泳		5		5			4		4			各種泳法を修得させるとともに、その技能を向上させる。 特に、水上安全法の実施に役立たせることに配意する。
	(5) スキー(積雪地等で必要な場合は、体力トレーニング又は水泳から割いて実施する。)												積雪期の警察活動に役立つ技能を修得させる。
合計			19	1	15	0	3	13	1	9	0	3	

科 目	術 科
-----	-----

教授要目	教授細目	教授類目	時 限								教 授 目 標	
			長期課程				短期課程					
			初 任 科		初任捕縛科		初 任 科		初任捕縛科			
			計	講義 等	実習	計	講義 等	実習	講義 等	実習		
1 術科概論	術科概論		1	1			1	1			1 警察における術科の意義、目的、訓練の必要性、安全管理面等、術科全般にわたる教養を実施した上で、各術科細目に沿った教養訓練を行っていくことを理解させる。 2 術科を通じて、心身を鍛えるとともに、警察官としての使命感と誇りを養わせる。	
2 点検・礼式及び教練	点検・礼式及び教練		25	1	21		3	15	1	11	3 警察礼式及び警察点検規範の概要について修得させるとともに、警察礼式の諸動作と通常点検、警察操典の要領について修得させる。 ア 警察礼式	
		ア 警察礼式		0.5	3			0.5	2		警察礼式の目的、種類及び敬礼の本旨、原則について理解させるとともに、警察官の礼式及び部隊の礼式の諸動作について訓練し、修得させる。	
		イ 点検の目的、各種点検の内容		0.5				0.5			通常点検、特別点検及び物品点検の概要について、理解させる。	
		ウ 通常点検の実施要領			7				4		隊形の作り方、携帯品の出し入れ等について訓練し、その要領を修得させる。	
		エ 各個教練の実施要領			5				3		基本の姿勢、休憩、方向変換、行進及び行進間における諸動作について訓練し、修得させる。	
		オ 部隊教練の実施要領			6	3			2		3 1 分隊及び小隊の隊形、番号の呼称、整とん、集合、解散、行進、停止、方向変換、隊形変換等について訓練し、その要領を修得させる。 2 小隊及び中隊の編成、隊形、番号の呼称、整とん、集合、解散、行進、停止、方向変換、隊形変換等について訓練し、その要領を修得させる。	
3 逮捕術			56	1	49		6	36	1	29	6	
	(1) 術科共通 教授要目 「柔道」及び 「剣道」の実習等に優先して履修させること。	ア 柔道訓練 (ア) 受身									次に示した受身の基本事項を修得させる。 1 後ろ受身 2 横受身 3 前受身 4 前回り受身	
		(イ) 投技基本			5				4		次に示した投技の基本事項を修得させる。 1 投技の定義 2 投技訓練上の心得 3 姿勢と組み方 4 体の運用と力の用法	







								の衛生管理対策について十分認識させる。
	ア 安全規則	1	0.5		1	0.5		「けん銃規範第14条」のけん銃の安全規則を項目別に事例とともに説明し、理解させて、取扱いにおける習性化の基礎をつくる。
	イ 拳銃等の保管と取扱い	1			1			1 拳銃等の保管責任及び保管要領を理解させる。 2 拳銃の安全規則を中心とした安全な取扱い方を理解させる。 3 拳銃の具体的な携帯要領及び拳銃の正しい着装要領を説明し、理解させる。
	ウ 訓練時の留意事項	0.5	0.5		0.5	0.5		拳銃の訓練推進体制及び訓練実施上の留意事項について具体的に説明し、拳銃訓練における各種事故防止の重要性を理解させる。
	エ 健康管理	0.5			0.5			実射訓練時における衛生管理対策の必要性を認識させる。
(3) 拳銃操法		3	3		2	2		拳銃操法及び通常点検の受検要領を修得させる。
	ア 拳銃操法		2			1.5		拳銃の出し入れ、弾倉の開閉、たまの装填及び抜出し等について安全、確実を主眼に修得させる。
	イ 点検時における拳銃操法		1			0.5		点検時における拳銃の受検要領を修得させる。
(4) 拳銃射撃		32	1	23	8	25	1	19
	ア 基本射撃技術		1			1		射撃場の概要及び射撃場における留意事項を認識するとともに、射撃技術及び要領を修得させる。 基本射撃技術が、全ての射撃の基礎となることを正しく理解させ、修得させる。 1 射撃姿勢 2 拳銃の把持(片手・両手) 3 きよ銃 4 照準 5 呼吸 6 引き金の引き方(シングルアクション・ダブルアクション)
	イ 射撃要領		23	8		19	5	1 安全な操作及び正しい射撃要領を空撃ち、特殊訓練弾により十分修得させた上、訓練進度に応じて実弾射撃訓練を反復して行い、技能を向上させる。 訓練種目 ◎ 選撃ち ◎ 高撃ち ◎ 腰撃ち ◎ ひざ撃ち ○ 右隠れ撃ち ○ 左隠れ撃ち ○ 依託隠れ撃ち ○ 伏せ撃ち 上記◎の4種目は、重点的に訓練を行う種目とする。 ○ 総合射撃(2種目以上を組み



									法に対する基本的心得について修得させる。
	急救法の意義・目的、急救法を実践する際の心得及び救命の連鎖		1				1		1 救急法の意義、目的及び警察の責務と救急法の必要性について理解させる。 2 救急法の実施に当たって、救助者として守るべきこと、救助者の自覚等の心得について理解させる。 3 救命の連鎖の重要性を理解させる。
(2) 手当の基本		1	1			1	1		傷病者の手当を的確に行うため、観察や体位の基本、傷病者への接し方、現場での留意点など手当の基本について修得させる。
	観察の基本、体位の基本、傷病者への接し方及び現場での留意点		1				1		観察の基本(周囲・傷病者の状況、ショック)、体位の基本(寝かせ方、体位変換、気道確保、回復体位、保温、加温)、傷病者への接し方並びに医師等への連絡及び鑑識的立場から事件・事故現場の保存と証拠物品の収集など現場における留意点について理解させる。
(3) 一次救命処置		6	1	5		6	1	5	一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動及び気道異物除去)の内容を理解させ、実技を修得させる。
	ア 一次救命処置の意義及び手順		1			1			現場で直ちに一次救命処置を行うことの重要性、一次救命処置の手順について理解させる。
	イ 心肺蘇生の意義、胸骨圧迫、気道確保及び人工呼吸		2				2		心肺蘇生の意義、重要性、胸骨圧迫の必要性、胸骨圧迫と人工呼吸の組合せ及び心肺蘇生を中止してよい場合等を理解させるとともに、心肺停止などの傷病者に対して、心肺蘇生を一連の流れでできるようにする。 ○ 循環の生理について触れ、胸骨圧迫の重要性を説明するとともに、圧迫部位の確認、圧迫方法等についても体得させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上による気道確保の方法について体得させる。 ○ 呼吸の生理について触れ、人工呼吸の必要性を理解させるとともに、呼気吹き込み法について理解させ、実技を体得させる。 ○ 呼吸原性心停止について触れ、その対応について理解させる。
	ウ AEDを用いた除細動		2				2		AEDを用いた除細動の意義、重要性、心肺蘇生との連動等について理解させるとともに、AED使用の手順、実技を確実に体得させ、一連の流れでAEDを用いた心肺蘇生ができるようする。
	エ 気道異物除去		1				1		気道異物の症状を理解させるとともに、背部叩打法、腹部突き上げ法

									(ハイムリック法)及び胸部突き上げ法を体得させ、意識を失った場合は心肺蘇生を行うことを理解させる。
(4) 急病		2	2			2	2		日常生活の中で、緊急度や頻度の高い病気の症状に対する応急手当について理解させる。
	急病の症状及び手当の基本		2			2			心臓疾患・脳疾患の基本的な知識と手当、呼吸困難、腹痛、痙攣、中毒等の手当を説明するとともに、熱中症の予防と手当について理解させる。
(5) 怪我		2	2			2	2		外傷、骨折に対する適切な手当を理解させる。
	ア 怪我に対する応急手当の必要性 イ 傷 ウ 骨折 エ 各部の怪我 オ 特殊な怪我		2			2			1 怪我に応じた的確な手当の重要性、必要性について理解させるとともに、警察官が対応する機会の多い交通事故現場における頭部外傷、胸部及び腹部の怪我の応急手当について理解させる。 2 傷の種類、手当の注意事項、手当の基本について理解させる。 3 骨折の分類と手当の基本及び観察について理解させる。 4 各部の怪我の種類と手当の基本について理解させる。 5 高温や低温による障害、咬創及び毒虫・毒草・危険な水中生物による被害に対する手当のほか、アナフィラキシーについて理解させる。
(6) 傷の手当		2.5	2.5			2.5	2.5		傷に対する手当を理解させ、各種の実技を修得させる。
	ア 止血		0.5			0.5			傷に対する手当の方法について理解させるとともに、正しい方法で確実に止血ができるようにする。 ○ 直接圧迫止血及び間接圧迫止血の方法を理解させるとともに、感染防止に配意しつつ確実に止血ができるように、手順、実技を体得させる。 ○ 鼻出血、内出血等について説明し、手当について理解させる。
	イ 包帯		2			2			保護ガーゼ及び包帯の目的、効果及び使用法について理解させるとともに、正確な包帯の巻き方を修得させる。 ○ 三角巾の特徴と効果及び使用法について理解させるとともに、傷の状況、部位に応じた適切な使用法について修得させる。 ○ 巻軸帯のサイズと種類及び使用法について理解させるとともに、巻き方による効果の違いを理解させ、傷の状況、部位に応じた適切な巻き方について修得させる。
	(7) 骨折の手当		1	1		1	1		骨折に対する手当について理解させるとともに、正しい方法で確実に手

								当ができるようにする。				
	固定		1			1		1 固定の効果、固定の方法、手当の留意事項等について説明し、各部の骨折に対する手当の手順、実技を修得させる。 2 捻挫、アキレス腱断裂等の症状及び手当について理解させ、手当の手順、実技を修得させる。				
(8) 搬送		1	1	1	1			搬送時の注意事項を理解させ、各種搬送方法を修得させる。				
	ア 搬送の必要性 イ 搬送方法 ウ 特殊な状況での傷病者の移動の方法		1			1		1 一人で運ぶ方法及び複数で運ぶ方法について修得させる。 2 担架による搬送を体得させるほか、応用担架の作り方、搬送方法について修得させる。 3 自動車の座席から運び出す方法について修得させる。				
(9) 救護		1.5	0.5	1		1.5	0.5	1 災害時における心得と留意事項を理解させるとともに、救急法で身につけた技術を総合的に活用し、災害時等に的確な状況判断及び手当を実践できる応用力を修得させる。				
	ア 災害時の心得及び留意事項 イ 総合実技		0.5			0.5		災害時における心得と留意事項について理解させる。 交通事故や災害現場など複数の傷病者が発生している現場を想定した実戦訓練を通じて、現場に応じた的確な状況判断、トリアージ及び応急手当など救急法各技術を総合的に修得させる。				
(10) 技能検定		2	2		2	2		技能検定を実施する。				
合計		233	22.5	1695	1	40	169	20.5	1125	1	35	